



第2回策定委員会	
参考資料2	R3.12.17

3 調環ご審発第6号

令和3年11月19日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

会長 江尻 京子

さらなるごみの減量・資源化の推進について（建議）

令和2年9月28日付け2調環ご発第1810001号により諮問を受けた標記の件について、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号）第73条の規定により、下記のとおり建議する。

記

第1 はじめに

調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会は、令和2年9月に「古紙類及び枝・草・葉のさらなる資源化の推進、及び食品ロス対策とプラスチックごみの減量等」に関して諮問を受けた。

このことについて、当審議会では、調布市の実態データに基づく課題分析に加え、他自治体の取組事例や法制度の動向、その他関連する社会情勢を考慮しつつ、各項目について審議した結果、以下、建議として取りまとめ、調布市長に提出する。

なお以下、その内容については、実際に審議した順に論じていくこととする。

第 2 建議

1 プラスチックごみの減量・資源化について

(1) 暮らしの中のプラスチックごみ削減

ア 現状

プラスチック製の飲料・飲食容器などの商品は、中身の保護、衛生の保持等、市民生活に欠かせない機能を有しているが、ワンウェイ容器としてごみになりやすく、さらに昨今、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、持ち帰り食材等の包装需要は増加傾向にあり、ごみとしての排出を抑制しづらい状況にある。一方、SDGsの浸透により、多種多様な取組が企業等で始まっており、調布市においても、プラスチックごみの減量等を目的とした「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」を展開し、プラスチックごみの減量に向けた意識啓発に努めている。

イ 方向性

プラスチックごみを削減するためには、生産・流通・消費の各段階におけるプラスチック製品の発生抑制やリユース食器の導入に取り組む企業を調布市がPRや表彰することで、市民や事業者にごみ減量に向けたさらなる意識啓発を促すことが重要である。事業活動に関わりのある団体や、庁内関係部署との連携・協力のもとで、実施店舗や事業所の拡大を図られたい。また、「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」に関しては、庁内関係部署と連携を進め、ワンウェイプラスチック製品使用の削減に取り組まれたい。

(2) 容器包装プラスチック分別の徹底

ア 現状

調布市では、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートにより分別収集した容器包装プラスチックを再商品化している。

一方、令和2年度の組成分析調査によると、家庭から出される可燃ごみの中には容器包装プラスチックが4.4%、製品プラスチックが1.3%含まれており、年間に約1,630トンのプラスチック類が混

入していると推計される。

イ 方向性

プラスチックを焼却処理することは、温室効果ガスの増加に直結する。それを回避するためには、適正な分別排出によって徹底した資源化を推進することが求められる。そのため、市民及び事業者にはわかりやすい周知に努め、プラスチックのリサイクル促進に取り組まれない。

(3) ポイ捨て防止・海洋プラスチックごみ対策

ア 現状

調布市では、海洋プラスチックごみ問題への取組を広めるため、パンフレット等による広報活動を実施しつつ、市民、事業者等との協働による市内の清掃・美化活動が定期的に展開されている。また、市の率先行動の一環として、職員に対するマイボトル・マイバッグの利用推奨や、市役所本庁舎等の自動販売機におけるペットボトル飲料の販売中止などに取り組んでいる。

イ 方向性

マイクロプラスチックに代表される海洋ごみ問題は、生態系にも影響を及ぼす世界的な問題であり、東京湾に注ぎ込む多摩川に接する調布市として、新たな広報媒体や出前講座を活用しつつ、啓発活動を継続するとともに、幅広い世代が参加しやすい清掃活動を更に展開していくことが求められる。また、清掃活動等については、単なる市内の美化活動だけにとどまらず、地球規模の環境問題に密接に関わっているということを環境教育の観点から、子どもたちに対して伝えていただきたい。

2 食品ロスの削減について

(1) 家庭でのリデュース（発生・排出抑制）

ア 現状

令和2年度の組成分析調査によると、可燃ごみの中には9.7%の食品ロスが含まれていると推計され、年間約2,750トンの排出量に相当する。食品ロス削減に向けて、食品類の賞味期限・消費期限の確認や

適切な管理など，市民一人ひとりが心掛け行動することが重要である。

イ 方向性

家庭におけるリデュースの推進のためには，食品ロスの削減を実践・体感できる場を提供するとともに，食品ロス削減に関するPR・啓発を進めていくことが効果的である。毎年10月の「食品ロス削減月間」やフードドライブ開催等をはじめとして，効果的に市民の目に触れる機会の創出に努められたい。また，庁内関連部署と連携し，学校給食における食品ロス削減の推進や，食育をはじめとした教育を実践することにより，学齢期からの意識醸成に取り組まれたい。

(2) 事業所等でのリデュース（発生・排出抑制）

ア 現状

食品関連産業においては，製造・流通・販売の過程で，規格外品や納入期限・販売期限切れ等による廃棄品が大量に発生している。これに対しては，事業者において，納品期限（いわゆる1／3ルール）の緩和や見切り品の積極的な周知・販売などにより，食品ロスの発生抑制に向けた取組が求められる。

イ 方向性

事業所等における食品ロスの発生・排出抑制は，その必要性や商慣習の見直しについて国や都の取組に留意しながら，食品関連事業者等への情報提供をタイムリーに行うことが望ましい。市内の大規模商業施設では，エコマーク認定を取得し食品ロス削減等に取り組む事例もあり，このような先進事例の情報を提供することも有効である。食品ロス削減に取り組む飲食店等の認定制度を設け，市民に広くPRしていくことについても検討されたい。

(3) 未利用食品の有効利用の促進

ア 現状

調布市では，社会福祉協議会や消費者団体連合会と連携し，フードドライブ事業に取り組んでいる。また，市内の民間団体であるフードバン

ク調布では、関連団体と連携し、事業者や市民から提供された未利用食品を必要な人に届けるフードバンク活動を行っており、昨今のコロナ禍においてはより一層需要が高まっている状況にある。

イ 方向性

調布市においては各種情報媒体を活用し、市内で行われているフードバンク活動の紹介や情報提供を積極的に行うこと。それに加え、庁内関係部署と連携して食品関連事業者、社会福祉協議会、フードバンク団体、消費者団体連合会等の情報共有、ネットワークづくり等を支援することでフードドライブ事業のさらなる推進に取り組まれない。

3 枝・草・葉の資源化について

(1) 新たな資源化方法の導入に向けた検討

ア 現状

令和2年度の組成分析調査によると、枝・草・葉類は、推定で年間約2,500トンが排出されているが、チップカーによりチップ化、再利用されているものは全体の2%（約50トン）であり、残り98%（約2,450トン）は焼却されている。多摩地域においては、剪定枝を戸別収集後、市施設で堆肥化している事例（立川市、町田市）や、民間施設に委託して資源化（バイオマス燃料、堆肥等）している事例（小金井市、武蔵野市、西東京市）がある。

なお、調布市では草・葉についての資源化事業は実施されていない。

イ 方向性

枝・草・葉の新たな資源化方法の導入可否については、他自治体の先進事例を参考にしつつ、処理量、処理主体、資源化物の利用方法、費用対効果、エネルギーバランスなど、総合的な検討を加えたうえで方向性を定めること。その際、現状の処理方法との比較分析も加えられたい。

(2) 有効利用の促進

ア 現状

チップカーによる剪定枝のチップ化事業については、チップは排出し

た世帯で再利用することが前提となっているため，利用者が限定されることや，チップの返還を希望としない場合は利用できないことから，やむなくごみとして排出された剪定枝は焼却されている。

イ 方向性

剪定枝チップ化事業における利用者による自己有効利用は，言わば「小さな循環」であり，調布市のごみ処理事業から見れば「排出抑制」（リデュース）に寄与するものである。加えて，緑化保全の観点から，本事業は引き続き広く展開することが望ましい。他自治体の先進事例を研究しつつ，施設や集合住宅など，利用者の新規獲得に向けたPRやチップの希望者への配布，草・葉の自己有効活用方法の模索など，事業のさらなる拡充を図られたい。

4 古紙類の資源化推進について

(1) 古紙分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

ア 現状

可燃ごみに混入している古紙類は特に雑がみが多く，分別を徹底する必要がある。しかし，雑がみは種類が多く，市民に対し，分別に関する正確な知識が十分に行き届いているとはいえない。また，調布市では個人情報記載された紙類の資源化に対応するため，平成31年4月からシュレッダー紙の分別収集を開始したが，依然として郵便物や名簿などが可燃ごみとして排出される場合も多くみられる。一方で，事業系古紙の分野では，機密文書を専門に取扱う再資源化業者への委託や，郵便局の溶解サービス等の取組が広がりつつあるものの，焼却処理されている場合が多い。

なお，古紙類のリサイクルルートについては市の回収だけではなく，集団回収，新聞販売店回収及び店頭回収といった多様なルートがある。

イ 方向性

古紙の資源化については，集団回収が有効かつ効果的である。そのため，集団回収団体の確保に向けた取組を引き続き行うとともに，新たな登録団体の獲得に向け，様々な媒体を用いて事業の紹介を展開された

い。また，はがきなど個人情報記載されている書類においては，回収拠点の設置や郵便局との連携など，安心して排出できる受け皿（回収拠点）を整備することで，古紙類の資源化を促進されたい。併せて，調布市のごみ減量・リサイクル協力店制度の活用により，古紙類を回収する店舗を拡大したり，市内事業者に対して，機密文書を取り扱う再資源化業者等の情報を積極的に提供することで，資源化の促進を図られたい。

(2) 古紙類の品質向上のための方策の検討

ア 現状

調布市における令和２年度の高紙回収量は９，０００トンを超え，多摩地域でも高い水準にあり，市民の分別・リサイクル意識は高いと考えられる。一方，再生資源としての古紙の市況は，ペーパーレス化に伴う収集量の減少やコロナ禍の影響など，不安定な状況が続いている。安定的なリサイクルの実現には，回収段階で古紙の品質を高めることが求められる。

イ 方向性

再生資源としての古紙の主な種類としては，「新聞（折込チラシ含む）」「雑誌」「段ボール」「飲料用紙パック」「雑がみ」があり，その品質や特性に応じてそれぞれ異なる紙の原料として再生されているため，それぞれのリサイクルの処理工程が異なる。このように，細かな分別が必要とされる「理由」とその方法について，市民や事業者浸透させるための広報・PRを継続しつつ，調布市廃棄物減量及び再利用促進員と連携し，地区単位での分別促進に取り組まれたい。併せて，回収方法についても，「段ボール」と「雑がみ」を品目ごと別日に回収するなど，品質担保に向けた検討を行っていただきたい。また，古紙類の分別促進には一人ひとりの意識が重要であることから，子ども向けの意識啓発の機会創出に取り組むとともに，その成果が家庭内でも共有されるよう図られたい。

第3 おわりに

当審議会は、今般、調布市長からの諮問を受け、建議という形で意見を申し述べることにした。プラスチックごみ、食品ロス、枝・草・葉、古紙類のそれぞれについて減量・資源化の推進に関して審議を重ねてきたが、いずれの品目においても、取組の推進には市民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、継続的な啓発及びPRの推進にまずは注力すべきである。特に、次代を担う子どもたちへの環境教育の一環として、市内の小中学生をターゲットにした効果的な教育機会を提供することで意識啓発を図っていただきたい。

今後の施策の推進にあたっては、引続き、他自治体の先進事例を参考にしつつ、着実な取組の進展を期待する。

なお、諮問事項には含まれていなかった内容であるが、審議の過程で大きく話題となった以下の2点についてここに付言する。

- 1 プラスチックごみについては、令和3年通常国会にて「プラスチック資源循環促進法」が成立し、現在、令和4年4月の施行に向け、政省令の検討や事業者が取り組むべきガイドラインの整備等が国において進められている。同法に基づく国や都の施策動向を注視しつつ、ふじみ衛生組合、三鷹市とも連携しながら今後のプラスチックリサイクルのあり方を検討すること。
- 2 事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、一般家庭向けの冊子やアプリだけでなく、事業所から排出されるごみやプラスチック、古紙等の資源物の分別をわかりやすく解説した冊子等を作成するなど、事業者に向けたごみ減量・リサイクルに関するPRや意識啓発に取り組むこと。

以上の2点についても、令和5年度からの新たな調布市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて参考としていただきたい。

最後に、近年、地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨といった自然災害が世界各地で発生し、気候変動がもたらす影響は深刻さを増している。また、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが引き起こしたプラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題をはじめとする新たな環境問題は、社会経済活動と密接な関係にある。これらのとおり、廃棄物行政を取り巻く状況は大きく変化しており、脱炭素社会の早期実現を含む多様な環境課題の解決は喫緊の課題である。このため、「国際社会の共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）」をはじめとして、誰もが住みやすい社会を維持、継続するために、バランスの取れた廃棄物及び資源循環施策を展開していく必要がある。この状況下、調布市では令和2年4月に「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」を制定、本年4月に「2050年ゼロカーボンシティ宣言」を市議会と共に行ったところである。

こういった転換期を迎え、調布市においては、市の誇りである豊かな自然と暮らしを守り、次世代に良好な環境を引き継いでいくための一助となるよう、本建議の実現に向けた具体的な事業展開を切に願うものである。

以上